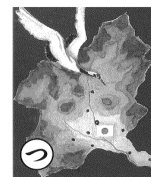




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第6号)

目次

規則

○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)

ページ

2

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十二号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 消防学校(第四十三条―第四十五条)」を「第八款 消防学校(第四十三条―第四十五条)」を「第八款の二 防災航空センター(第四十五条の二―第四十五条の四)」に、「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」に改める。

第七条第六号中「環境森林部」を「森林環境部」に改める。

第八条第一項の表総務部の部学事法制課の項中「法制係、公益法人係、行政対象暴力対策係」を「法制第一係、法制第二係、公益法人係」に改め、同部消防保安課の項中「防災航空隊係」及び「防災航空体制検証・再建室」を削り、同表企画部の部企画課の項中「企画調整係」の下に「国際係」を加え、同部国際戦略課の項を次のように改める。

外国人活躍推進課

外国人活躍推進係、多文化共生係

第八条第一項の表企画部の部世界遺産課の項中「世界遺産係、」を削り、同表生活文化スポーツ部の部県民生活課の項中「NPO・県民活動推進係」の下に「人権男女共同参画室」を加え、同部人権男女・多文化共生課の項及びスポーツ振興課の項を削り、同表環境森林部の部中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、環境政策課の項から自然環境課の項までを削り、同部林政課の項中「林政推進係、森林計画係」を「総務予算係、企画調整係」に改め、「森林管理道係」の下に「経営管理室」を加え、同表県土整備部の部交通政策課の項中「交通安全係」を「道路交通計画室」に改め、同部道路管理課の項中「交通安全施設係」を削り、「市町村道係」の下に「交通安全対策室」を加え、同部道路整備課の項中「道路企画室」を削る。

第八条第二項の表消防保安課の部を削り、同表企画課の部未来創生室の項中「未来創生係」を「総合計画係、地方創生係」に改め、同表地域政策課の部の次に次のように加える。

県民生活課

人権男女共同参画室

人権同和係、男女共同参画係

第八条第二項の表スポーツ振興課の部を削り、同表介護高齢課の部介護人材確保対策室の項中「人材育成係」を削り、同表自然環境課の部を次のように改める。

林政課

経営管理室

経営管理係、資源情報係

第八条第二項の表建設企画課の部の次に次のように加える。

交通政策課

道路交通計画室

道路計画係、交通連携係

道路管理課

交通安全対策室

交通安全係

第八条第二項の表道路整備課の部を削り、同条第三項中「ほか」の下に「生活文化スポーツ部にスポーツ局、森林環境部に環境局」を加え、同条第四項中「係」を「係等を」に改め、同項の表中「係名」を「係等名」に改め、コンベンション推進局の部の前に次のように加える。

スポーツ局

スポーツ振興課

環境局

環境政策課

企画調整係、スポーツ振興係、競技力向上係、国体準備係、スポーツプロジェクト推進室

環境政策課

環境保全課

環境推進係、新エネルギー推進係、地球温暖化対策係

環境保全課

環境保全課

環境保全係、水質保全係、大気保全係、放射線・土壌環境係

廃棄物・リサイクル課

廃棄物・リサイクル課

企画指導係、リサイクル係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、不法投棄対策第一係、不法投棄対策第二係

自然環境課

自然環境課

自然環境係、野生動物係、自然公園係、尾瀬保全推進室

第八条第四項の表観光光物産課の項中「ディスプレイネーションキャンペーン推進係」を「ディスプレイネーションキャンペーン推進室」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置かれる同表の中欄に掲げる室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	室名	係名
スポーツ振興課	スポーツプロジェクト推進室	アウトドアスポーツ係
自然環境課	尾瀬保全推進室	企画推進係

観光物産課	グリーンツーリズム推進室	グリーンツーリズム推進係
-------	--------------	--------------

第九條第二項の表会計課の項中「財務システム係」を削る。
 第十一條第一項第二号中「国際戦略」を「国際施策の推進」に改め、同項第六号を次のように改める。

- 六 森林環境部
- イ 林業に関する事項
- ロ 森林の保全に関する事項
- ハ 環境に関する事項

第十二條第一項の表環境森林部の項中「環境森林部」を「森林環境部」に、「環境政策課」を「林政課」に改め、同条第三項の表環境政策課の項中「環境政策課」を「林政課」に、「環境森林事務所、環境事務所、森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所、環境事務所」に改める。

第十三條総務課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条消防保安課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号の前に次の一号を加える。

- 十二 防災航空センターに関する事項。
- 第十三條の二企画課の項第五号から第九号までを次のように改める。
- 五 国土形成計画法の施行に関する事項。
- 六 首都圏整備法の施行に関する事項(他課の主管に属するものを除く。)
- 七 国際化施策の総合企画及び総合調整に関する事項。
- 八 海外事務所に関する事項。
- 九 国際平和に関する事項。
- 第十三條の二企画課の項に次の四号を加える。
- 十 海外県人会に関する事項。
- 十一 県総合計画に関する事項。
- 十二 まち・ひと・しごと創生法の施行に関する事項(他課の主管に属するものを除く。)
- 十三 東京事務所に関する事項。
- 第十三條の二国際戦略課の項を次のように改める。
- 外国人活躍推進課
- 一 外国人材の受入れに関する事項。
- 二 県内在住の外国人との共生支援に関する事項。
- 三 国際交流の推進に関する事項。
- 四 国際協力の推進に関する事項。
- 第十三條の二の二県民生活課の項に次の十三号を加える。

- 三 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関する事項。
- 四 男女共同参画社会基本法の施行に関する事項。
- 五 群馬県男女共同参画推進条例の施行に関する事項。
- 六 女性の活躍推進に関する事項。
- 七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関する事項。
- 八 他課の主管に属しない男女共同参画に関する事項。
- 九 ぐんま男女共同参画センターに関する事項。
- 十 女性相談所に関する事項。
- 十一 三山寮に関する事項。
- 十二 人権同和問題の総合調整に関する事項。
- 十三 人権同和問題の啓発に関する事項。
- 十四 犯罪被害者等基本法の施行に関する事項。
- 十五 再犯の防止等の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事項。
- 第十三條の二の二人権男女・多文化共生課の項を削る。
- 第十三條の二の子育て・青少年課の項に次の一号を加える。
- 十八 県立学校又は私立学校におけるいじめによる重大事態に係る調査に関する事項。
- 第十三條の三医務課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、同条障害政策課の項中第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 二十八 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行に関する事項。
- 第十四條の見出し中「環境森林部各課」を「森林環境部各課」に改め、同条中「環境森林部各課」を「森林環境部各課」に改め、環境政策課の項から自然環境課の項までを削り、同条林政課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の三号を加える。
- 二十一 森林経営管理法の施行に関する事項。
- 二十二 群馬県森林環境譲与税基金の事業(他課の主管に属するものを除く。)及び管理に関する事項。
- 二十三 森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所に関する事項。
- 第十四條森林保全課の項第九号中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、同条緑化推進課の項第十三号中「(ボランティア活動及び森林環境教育の推進に限る。)」を削り、同項の次に次のように加える。
- 環境政策課
- 一 環境基本法の施行に関する事項。
- 二 群馬県環境基本条例の施行に関する事項。
- 三 群馬県環境基本計画に関する事項。
- 四 環境影響評価(自然環境に係るものを除く。)に関する事項。

- 五 環境審議会に関すること。
 - 六 環境保全に関する知識の普及啓発に関すること。
 - 七 環境生活保全創造資金に関すること。
 - 八 群馬県地域環境保全基金に関すること。
 - 九 群馬県の生活環境を保全する条例の施行(資源の循環的な利用等の推進、環境美化の推進及び地球温暖化対策に限る。)に関すること。
 - 十 新エネルギー(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 十一 群馬県地球温暖化防止条例の施行に関すること。
 - 十二 地球温暖化対策に関すること。
 - 十三 省資源及び省エネルギー対策の推進に関すること。
- 環境保全課
- 一 公害対策の企画調整に関すること。
 - 二 群馬県の生活環境を保全する条例の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 三 公害防止関連対策に関すること。
 - 四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
 - 五 大気汚染防止法の施行に関すること。
 - 六 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行に関すること。
 - 七 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること。
 - 八 悪臭防止法の施行に関すること。
 - 九 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の施行に関すること。
 - 十 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。
 - 十一 水質汚濁防止法の施行に関すること。
 - 十二 ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関すること。
 - 十三 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 十四 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行に関すること。
 - 十五 騒音規制法の施行に関すること。
 - 十六 振動規制法の施行に関すること。
 - 十七 地盤変動の調査に関すること。
 - 十八 土壌汚染対策法の施行に関すること。
 - 十九 公害防止事業費事業者負担法の施行に関すること。
 - 二十 公害苦情相談に関すること。
 - 二十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行(他課の主管に属するものを除く。)及び放射線対策の総合調整に関すること。

- 二十二 公害紛争処理法の施行に関すること。
 - 二十三 公害審査会に関すること。
- 廃棄物・リサイクル課
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
 - 二 浄化槽法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 三 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関すること。
 - 四 環境汚染調査(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 五 群馬県の生活環境を保全する条例の施行(既存単独処理浄化槽の浄化槽への転換の促進、屋外における燃焼行為の制限及び循環型社会形成の推進に限る。)に関すること。
 - 六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。
 - 七 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 八 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関すること。
 - 九 特定家庭用機器再商品化法の施行に関すること。
 - 十 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
 - 十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行(廃棄物に係るものに限る。)に関すること。
 - 十二 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 十三 他課の主管に属しない廃棄物政策に関すること。
- 自然環境課
- 一 自然環境保全法の施行に関すること。
 - 二 群馬県自然環境保全条例の施行に関すること。
 - 三 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例の施行に関すること。
 - 四 自然環境保全審議会に関すること。
 - 五 環境影響評価(自然環境に係るものに限る。)に関すること。
 - 六 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること(第二種特定鳥獣管理計画の策定及び進捗管理を除く。)
 - 七 傷害鳥獣保護施設の運営に関すること。
 - 八 野鳥の森に関すること。
 - 九 クレー射撃場に関すること。
 - 十 県立公園の管理(都市計画課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 十一 国立公園及び国定公園の管理に関すること。
 - 十二 自然公園法の施行に関すること。
 - 十三 尾瀬の保護対策に関すること。
 - 十四 他課の主管に属しない自然環境の保全に関すること。
 - 第十五条畜産課の項に次の一号を加える。

十八 群馬県馬事公苑^{えん}に関すること。
 十五 農林整備課の項に次の一号を加える。

二十五 中山間地域の農業農村の振興に関すること。
 第十八条 監理課の項第十号中「廃道敷及び廃川敷」を「廃川敷地及び廃道敷地」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 国土交通省所管の国有財産に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

十三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

第十八条 交通政策課の項第一号中「交通に関する」を「公共交通施策の」に改め、同項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、第十一号を第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 道路の企画調査に関すること。
 十 道路交通量調査に関すること。

十一 高速自動車国道に関すること。
 第十八条 交通政策課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条道路管理課の項第四号から第十二号までを次のように改める。

四 渡船の運営に関すること。
 五 道路の維持補修工事にに関すること。

六 道路及び橋りよりの災害復旧工事にに関すること。
 七 雪寒地域道路事業に関すること。

八 踏切構造改良事業に関すること。
 九 市町村道路事業に関すること。

十 交通安全施策の企画調整に関すること。
 十一 交通安全対策基本法の施行に関すること。

十二 交通対策協議会に関すること。
 第十八条 道路管理課の項に次の四号を加える。

十三 交通安全施設事業に関すること。
 十四 自転車道の整備に関すること。

十五 電線類地中化事業に関すること。
 十六 交通事故相談所に関すること。

第十八条 道路整備課の項中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とする。
 第二十条 第一号中「消防学校」を「消防学校 防災航空センター」に、「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」に改める。

第二十二條の二 第二項中「環境森林事務所、環境事務所、森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所、環境事務所」に改める。
 第二十四條 第一項の表群馬県吾妻振興局の項中「吾妻環境森林事務所」を「吾妻

森林環境事務所」に改め、同表群馬県利根沼田振興局の項中「利根沼田環境森林事務所」を「利根沼田森林環境事務所」に改める。

第四十二條 第一項中「自動車税係」を「課税第一係」に、「自動車取得税係」を「課税第二係」に改め、同条第二項自動車税係の項中「自動車税係」を「課税第一係」に改め、同条第二項自動車取得税係の項中「自動車取得税係」を「課税第二係」に改める。
 第八款の次に次の一款を加える。

第八款の二 防災航空センター

(業務)

第四十五條の二 防災航空センターは、消防組織法第三十條第一項の規定に基づき、防災ヘリコプターによる消防防災活動を行う。

(名称及び位置)
 第四十五條の三 防災航空センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
防災航空センター		前橋市	

(内部組織)

第四十五條の四 防災航空センターに防災航空隊を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

防災航空隊係

一 庶務に関すること。

二 防災航空隊に関すること。

第六十五條中「及び学芸係」を「地学研究係及び生物研究係」に改め、学芸係の項を削り、同条に次のように加える。

地学研究係

一 地学分野の学芸事務に関すること。

生物研究係

一 生物分野の学芸事務に関すること。

第三十二條 第三十二款の款名を次のように改める。

第三十二款 森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所

第一百十三條 第一項各号列記以外の部分中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改め、同項第四号中「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に、「利根沼田環境森林事務所」を「利根沼田森林環境事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

十六 森林経営管理制度に関すること。
 第一百十三條 第二項及び第三項を次のように改める。

2 森林事務所は、前項第五号から第十六号までに掲げる業務を行う。
 3 環境事務所は、第一項第一号から第三号までに掲げる業務を行う。

第百十四条中「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」に改め、同条の表中「群馬県西部環境森林事務所」を「群馬県西部森林環境事務所」に、「群馬県吾妻環境森林事務所」を「群馬県吾妻森林環境事務所」に、「群馬県利根沼田環境森林事務所」を「群馬県利根沼田森林環境事務所」に改める。

第百十五条第一項中「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」を「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」に改め、同項の表中「群馬県西部環境森林事務所」を「群馬県西部森林環境事務所」に、「群馬県吾妻環境森林事務所」を「群馬県吾妻森林環境事務所」に、「群馬県利根沼田環境森林事務所」を「群馬県利根沼田森林環境事務所」に改め、同条第二項総務環境係の項第五号中「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に、「利根沼田環境森林事務所」を「利根沼田森林環境事務所」に改め、同条第二項森林係の項に次の一号を加える。

十七 森林経営管理制度に関すること。

第百十五条第二項林業緑化係の項第十九号中「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に改め、同条第三項中「吾妻環境森林事務所」を「吾妻森林環境事務所」に、「利根沼田環境森林事務所」を「利根沼田森林環境事務所」に改める。

第百十九条の二中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第百十九条の三第九項企画調整係の項に次の一号を加える。

十一 中山間地域の農業農村の振興に関すること。

第百十九条の三第九項農政係の項第十四号中「新山村振興対策」を「山村振興対策」に改める。

第百十九条の四第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第百四十三条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第百五十四条第一項の表群馬県立高崎産業技術専門校の項及び群馬県立太田産業技術専門校の項中「能力開発係」を「訓練指導第三係」に改め、同条第二項訓練指導第一係及び訓練指導第二係の項中「及び訓練指導第二係」を「訓練指導第二係及び訓練指導第三係」に改め、同項第一号中「委託訓練」を削り、同条第二項能力開発係の項を削る。

第百五十六条の表群馬県名古屋事務所の項を削る。

第百五十八条の三第一項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第百七十三条第一項中「ぐんま総合情報センター」の下に「、防災航空センター」を加え、同条第三項の表群馬県会館の項に次のように加える。

ぐんま総合情報センター	副所長
-------------	-----

第百七十三条第三項の表消防学校の項に次のように加える。

防災航空センター	安全運航管理主監
----------	----------

第百七十三条第三項の表ぐんま総合情報センターの項を削り、同表環境森林事務所

所の項中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に、「集約化専門官」を「経営管理専門官」に改め、同表森林事務所の項中「集約化専門官」を「経営管理専門官」に改める。

第百七十四条の表中いじめ再調査委員会の項を削り、大規模土地開発事業審議会の項に次のように加える。

男女共同参画推進委員会	群馬県男女共同参画推進条例第二十條の規定による基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。	県民生活課	文化生活スポーツ部
-------------	--	-------	-----------

第百七十四条の表中男女共同参画推進委員会の項を削り、青少年健全育成審議会の項に次のように加える。

いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法第三十條第二項又は第三十一條第二項に基づく調査に関すること。	子育て・青少年課	こども未来部
-----------	--	----------	--------

第百七十四条の表環境審議会の項から森林審議会の項までを次のように改める。

森林審議会	森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること。	林政課	森林環境部
環境審議会	知事の諮問に応じて環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。	環境政課	森林環境部
環境影響評価技術審査会	知事の諮問に応じて環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議すること。	環境政課	森林環境部
公害審査会	公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。	環境保全課	森林環境部
自然環境保全審議会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定に基づく事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。	自然環境課	森林環境部

第百七十四条の表交通安全対策会議の項中「交通政策課」を「道路管理課」に改める。

第二条 群馬県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第十三条税務課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 特別法人事業税に係る総務大臣への報告に関すること。
第二十八条第十四号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同条第十五号中「自動車取得税及び自動車税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改める。

第三十条第二項収納係及び収納第一係の項第二号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第七号中「自動車取得税及び自動車税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第十六号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同条第二項県外自動車税徴収係の項中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改め、同条第二項軽油引取税係の項第八号及び不動産・軽油係の項第十一号中「自動車税」の下に「(種別割)」を加える。

第四十条第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同条第二号及び第三号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同条第四号及び第七号中「自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改める。

第四十二条第二項収納・総務係の項第二号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第四号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第五号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同条第二項決算管理係の項第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第二号及び第三号中「自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「自動車税(環境性能割及び種別割)」を加え、同項第十一号中「自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同条第二項課税第一係の項第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第二号及び第四号から第九号までの規定中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同条第二項課税第二係の項第一号中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第二号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第三号及び第四号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同項第五号中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同項第六号中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第七号中「第五十条の二第二項」を「第四百四十七条の十二第一項」に改め、同項第八号から第十三号までの規定中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同項第十四号から第十六号までの規定中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改める。

第七十四号の表障害者施策推進審議会の項の次に次のように加える。

群馬県障害者差別解消	群馬県障害者施策推進に関する条例の規定によりその権	障害者策課	健康福祉部
------------	---------------------------	-------	-------

推進協議会一限に属せられた事項の処理に関すること。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、同条による改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。
附則第一項ただし書の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、同条による改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

3 群馬県森林組合等検査規則等の一部改正
次に掲げる規則の規定中「環境森林事務所長」を「森林環境事務所長」に改める。
一 群馬県森林組合等検査規則(昭和三十三年群馬県規則第二号)第十三条
二 群馬県森林組合等事務処理に関する規則(昭和三十三年群馬県規則第三号)第三條第一項
三 群馬県営林道事業の施行等に関する規則(昭和三十六年群馬県規則第四十二号)第十條
四 群馬県地すべり等防止法施行細則(昭和四十四年群馬県規則第五十五号)第十四條第一項の表
五 群馬県林業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十六号)第八條
六 群馬県林業種苗法施行細則(昭和四十九年群馬県規則第六十三号)第三條第二項及び第十三條
七 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二十九号)第十二條
八 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年群馬県規則第五十二号)第二十六條
九 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十七條第一項及び第五十八條中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。

6 (群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)
群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則)

- 則第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。
- 別記様式第一号、別記様式第九号及び別記様式第十一号から別記様式第十三号までの規定中「~~環境森林事務所~~」を「~~森林環境事務所~~」に改める。
- (群馬県公有財産事務取扱規則の一部改正)
- 7 群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。
- 第六条第三号及び第六十条第三項第四号中「環境森林部長」を「森林環境部長」に改める。
- (群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部改正)
- 8 群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則(平成十二年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
- 第三十条第一項中「環境森林事務所長又は」を「森林環境事務所長又は」に、「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改め、同条第二項中「環境森林事務所長等」を「森林環境事務所長等」に改める。
- (群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正)
- 9 群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則(平成十四年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中「環境森林事務所又は」を「森林環境事務所又は」に、「環境森林事務所等」を「森林環境事務所等」に改める。
- 第四条中「環境森林事務所等」を「森林環境事務所等」に改める。
- 第五条第二項中「環境森林部廃棄物・リサイクル課」を「森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課」に改める。
- 第六条第一項、第七条、第八条第一項、第九条、第十条第一項及び第十一条中「環境森林事務所等」を「森林環境事務所等」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
